

第9章 罰則

■第67条（罰則）関係

- 第67条 第3条第1項若しくは第3項、第6条第1項、第8条、第9条、第13条第1号、第16条から第18条まで、第19条（第36条第2項において準用する場合を含む。）、第20条から第22条まで、第23条（第36条第2項において準用する場合を含む。）、第24条から第30条まで、第31条第1項、第32条、第33条、第35条、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第3項若しくは第4項、第39条（第40条第1項及び第45条第2項において準用する場合を含む。）、第40条第2項、第41条第1項から第3項まで、第42条第1項、第3項若しくは第4項、第43条、第44条、第45条第1項、第3項若しくは第4項、第46条、第47条第1項若しくは第3項、第49条、第50条第1項、第2項若しくは第5項、第51条第1項若しくは第2項、第52条又は第53条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、本条例に違反した場合の罰則について定めたものである。

【解説】

1. 「罰則対象者」について

この規定の対象者は、次のとおりです。

■表13：本条の対象者

| | |
|-----|---|
| 第1項 | ・違反があった建築物等の設計者 ・違反があった建築物等が設計図書を用いなくて施工した場合は、工事施工者 ・違反があった建築物等が設計図書に従わないで施工した場合は、工事施工者 |
| 第2項 | ・第1項の違反が「当該建築主等」の故意による場合は、第1項に該当する者及びその建築主等 |
| 第3項 | ・「法人の代表者」又は「法人等の代理人、使用人、従業者」がその業務において、第1項又は第2項の違反行為をしたときは、その行為者及び法人等 |

2. 「罰則を定める条文」について

罰則を定める条文は、次のとおりです。

■表14：罰則を定める条文

| |
|------------------------------------|
| 第2章 かけ付近の建築物 |
| ・第3条（かけ付近の建築物）【第1項・第3項】 |
| 第3章 地盤面の指定等 |
| ・第6条（地下室建築物の階数の制限）【第1項】 |
| 第5章 大規模な建築物の敷地と道路との関係 |
| ・第8条（敷地と道路との関係） |
| 第6章 第1節 敷地と道路との関係 |
| ・第9条（敷地と道路との関係） |
| 第6章 第2節 避難施設等 |
| ・第13条（廊下の構造）【第1号】 |
| 第6章 第3節 学校 |
| ・第16条（教室等の設置の禁止） |
| ・第17条（教室等の出口） |
| ・第18条（木造校舎と隣地境界線との距離） |
| 第6章 第4節 共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等及び長屋 |
| ・第19条（設置の禁止） |
| ・第20条（寄宿舍等の廊下の幅） |
| ・第21条（共同住宅等の階段） |
| ・第22条（共同住宅等の主要な出口） |
| ・第23条（共同住宅等の居室） |
| ・第24条（長屋の出口） |
| ・第25条（長屋の構造等） |
| ・第26条（重ね建て長屋の区画） |
| 第6章 第5節 ホテル及び旅館 |
| ・第27条（構造） |
| ・第28条（廊下及び階段の幅） |
| ・第29条（棚状寢所を有するホテル及び旅館の構造）【第1項・第2項】 |
| ・第30条（棚状寢所の宿泊室） |
| 第6章 第6節 大規模店舗及びマーケット |
| ・第31条（敷地と道路との関係）【第1項】 |
| ・第32条（大規模店舗の前面空地） |
| ・第33条（大規模店舗の屋外への出口） |
| ・第35条（マーケットの出口及び通路） |
| ・第36条（マーケットの売場に附属する住宅） |
| 第6章 第7節 興行場等 |
| ・第37条（敷地と道路との関係）【第1項】 |
| ・第38条（前面の空地等）【第1項・第3項・第4項】 |
| ・第39条（屋外への出口） |
| ・第40条（階段） |
| ・第41条（敷地内通路）【第1項・第2項・第3項】 |
| ・第42条（廊下及び広間の類）【第1項・第3項・第4項】 |

-
-
- ・第43条（客席内の手すり）
 - ・第44条（客席内の通路等の構造）
 - ・第45条（客席の出口）
 - ・第46条（舞台部の構造）
 - ・第47条（主階が避難階以外の階にある興行場等）【第1項・第3項】

第6章 第8節 公衆浴場

- ・第49条（ボイラー室等の構造）

第6章 第9節 自動車車庫及び自動車修理工場

- ・第50条（自動車用の出口）【第1項・第2項・第4項】
- ・第51条（構造）【第1項・第2項】
- ・第52条（構造設備）
- ・第53条（他の用途に供する部分との区画）